

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、 <u>下線</u> の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。